

さいたま市告示第 1 3 6 3 号

土地区画整理法第 1 0 3 条第 1 項の規定に基づく富士見都市計画事業鶴瀬駅西口土地区画整理事業の下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第 1 3 3 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する第 7 7 条第 5 項の規定により当該書類の送付にかえて、その内容が埼玉県富士見市大字鶴馬 2 5 9 3 にある掲示板（鶴瀬西名シ久保集会所）に掲示されている。

令和 8 年 8 月 2 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 書類の送付を受けるべき者

さいたま市桜区栄和二丁目 2 4 番 1 8 号エクラシア南与野 新井 キクイ